

# 「健診結果の共同利用」に関する取り扱いについて

平成 23 年 4 月から、健康保険組合（以下、「組合」という）が実施する健康診査の結果を事業主と組合が共同利用することに伴い、その取扱いを以下のとおりといたします。

## 1. 具体的な取り扱い

- 組合が実施する健診を事業主が労働安全衛生法に基づく法定健診に代えて被保険者に受診させる場合は、『健康保険組合が実施する健診結果の共同利用に関する契約書』を締結していただきます。
- 同契約書を締結した事業主から、被保険者の健診結果表の提供依頼書の提出があったときに、組合は速やかに事業主に健診結果を提供いたします  
ただし、被保険者の同意書は不要です。  
※個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号
- 組合は、事業主に「健診結果表」を提供する際、被保険者 1 人につき 3,000 円（消費税含む。）の「法定健診受託料納付書」を同封いたします。
- 事業主には、この法定健診受託料を納付期限内に納付していただきます。

## 2. 共同利用するもの

- 個人データ  
組合が実施する生活習慣病予防健診「健康診査項目」  
(別表)
- 利用する者の範囲  
同契約書を締結する事業所に雇用される被保険者
- 利用目的  
高齢者の医療の確保に関する法律・健康保険法・労働安全衛生法等、被保険者の健康の保持増進に資するデータとしての共同利用  
(特定健康診査・特定保健指導、健康診査二次検査、産業医の健康管理)
- 個人データの管理責任者の名称
  - 東京都報道事業健康保険組合 理事長 林 恭一
  - 同契約書を締結する事業所

## 3. 費用の負担

- 原則として、被保険者、被扶養者の健診に係る費用は組合が負担する。
- 事業主が労働安全衛生法に基づく法定健診に代えて被保険者を受診させる場合、事業主と組合は「法定健診の利用に関する委託契約書」を締結し、事業主は法定健診相当の費用(3,000 円（消費税含む。))を負担する。
- 組合は前項に係る費用について、納付書に健診結果を添付して請求する。

## 4. 健診結果の共同利用

- 健診結果については、被保険者の健康管理等に資することを目的として事業主並びに組合の共同利用とします。
- 事業主は、個人情報保護(健診結果)の適正な取扱いを定めた委託契約の目的である共同利用の趣旨に反する行為を行ってははいけません。

区分	項目	生活習慣病予防健診				備考	人間ドック (健保連契約)	
		男性 B・B1 コース	女性 B・B1 コース	C1コース	備考		一日ドック	標準
健診	医師による問診(健診時)	●	●	●			●	
	検便検査の確定(健診時)	●	●	●			●	
身体計測	身長・体重・BMI指数(肥満度)・脈拍	●	●	●			●	
	血圧	●	●	●			●	
心電図	安静時	●	●	●			●	
	運動時	●	●	●			●	
視力	視力	●	●	●			●	
	両眼視力	●	●	●			●	
聴覚	両側聴覚検査の聴覚	●	△	-			●	
	聴力	●	●	●			●	
血液	赤血球数・ヘマトクリット・ヘモグロビン・MCV・MCH・MCHC・白血球数・血小板数	●	●	●			●	
	糖代謝	空腹(定性)・空腹血糖・HbA1c	●	●	●		●	
脂質代謝	総コレステロール・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪	●	●	●			●	
	尿酸	尿酸(定性)・尿酸血尿酸・クレアチニン・eGFR	●	●	●		●	
肝機能	尿酸	●	●	●			●	
	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP・ALP	●	●	●			●	
肝炎ウイルス	Hbs抗原・HCV抗体	●	☆	●		【40歳以上希望者】 ※ ※ ※	●	
	PSA	●	●	-		【男性】	●	
肺機能	スパイロメーター	-	-	-			●	
	胸部X線	●	●	●			●	
消化器系	上部消化器X線	●	●	●		【35歳以上】 ※	●	
	上部消化器内視鏡	●	●	●		【35歳以上】 ※	●	
消化器系	ヘリコバクター・ピロリ	●	☆	●		【希望者】 ※	●	
	便潜血検査(便検2回法)	●	●	●		【35歳以上】 C1コースのみ、35歳未満での検診は不可	●	
腎臓検査	尿酸検査(尿中の尿酸・尿糖・腎臓・腎臓・腎臓)	●	△	-		【35歳以上】	●	
	子宮頸がん検査(液診検査)	●	●	●		【女性】	●	
子宮	経膣超音波	●	-	-		【女性】	●	
	乳房超音波	●	●	●		【女性】 C1コースのみ、乳腺超音波検査はマンモグラフィ検査に代わる検査	●	
乳房	マンモグラフィ(乳がん検診)	●	●	●		【女性】	●	

●: 標準検査項目  
△: 標準検査または希望者による  
☆: オプション検査項目  
(ピロリ菌・マンモグラフィ検査・肝炎ウイルス検査・PSA検査を含む検査で検診した際は、後日検診検査可能)

【健診コース別】  
B1コース: 生活習慣病予防健診(健保連契約)  
B1コース: 生活習慣病予防健診(労務費)  
C1コース: 女性生活習慣病予防健診(女性被保険者・女性被扶養者)